平成２８年（フ）第５９号
三重県四日市市赤堀南町３番21号　ピアース赤堀南町Ｃ102
債務者　中村　義彰
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
新潟県妙高市大字下濁川1766番地
債務者　平出　正吾
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１６号
山口県岩国市南岩国町４丁目54番16号
債務者　中屋知津子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山近　繁之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第５８号
長崎県長崎市諏訪町５番６号　本馬ビル301
債務者　辻　　誠次
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番４―32号
債務者　青野　幸治
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
長野市三輪５丁目18―10　ラ・テール城東Ａ―203
債務者　北堀　孝夫
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
埼玉県鴻巣市箕田998番地５　103号室　コーポ富士
債務者　藤吉　邦寛
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁藤　仁士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
秋田県横手市赤坂字大道向23番地６
債務者　古谷　孝利
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２３号
秋田県横手市大町５番17号
債務者　田口　育子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県熊谷市船木台１丁目11番地17
債務者　古川　雅明（旧姓木田）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生井澤　葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２８００号
東京都小金井市本町４丁目７―４―25
債務者　木村ハツヱ
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５２号
東京都江戸川区鹿骨３丁目３―11―403
債務者　山口　　仁
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５３号
埼玉県吉川市大字平方新田1419―２鈴木方
債務者　三原裕紀子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８６号
東京都練馬区豊玉上２丁目５―15―301
債務者　飯塚　信明
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８９１号
東京都練馬区貫井２丁目16―21―201
債務者　内田　秀美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８９２号
東京都豊島区東池袋５丁目41―18―301
債務者　内藤　太一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８９３号
東京都足立区青井６丁目21―10―405　アーバンクロスアオイ１
債務者　平野　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部